

○塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金交付要綱

平成28年6月23日告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代を担う青少年のスポーツ競技における活躍を応援し、全国的又は国際的な規模のスポーツ競技の大会において優秀な成績を収めることができる人材の育成を図るため、全国大会若しくは国際大会に出場する青少年又は全国大会に出場する団体に対し、予算の範囲内で激励金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校に在学する者をいう。
- (2) 全国大会 国、公益財団法人日本スポーツ協会（当該協会に加盟する団体を含む。以下同じ。）又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会のうち、全県的規模の予選会又は標準記録等の選抜基準（以下「選抜基準」という。）に基づき出場する者又は団体を選考するものその他市長が認める大会をいう。ただし、次に掲げる大会を除く。
 - ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会
 - イ 開催地枠、招待その他の特別な理由により出場する大会
 - ウ 予選会に参加した全ての者又は団体が出場できる大会
 - エ 青少年の交流等を主な目的とする大会
- (3) 国際大会 国又は公益財団法人日本スポーツ協会が主催する全国的規模の予選会又は選抜基準に基づき代表者を選考する世界規模の大会をいう。ただし、前号ただし書きからエまでに掲げる大会を除く。

(激励金の交付対象者等)

第3条 激励金の交付対象となる者及び団体並びに激励金の額は、次の表のとおりとする。

大会区分	対象者及び対象団体	交付の回数	金額
1 全国大会	個人競技 又は団体競技 に出場する者	1回目	30,000円
		2回目	10,000円
	団体競技 に出場する団体	(1) 市内の小学校、中学校又は義務教育学校	1回目 30,000円
		(2) 市内に本拠地を置く運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体（以下「スポーツ団体」という。）であって、小学校、中学校又は義務教育学校の児童又は生徒により構成されるもの	2回目 10,000円
		(1) 市内の高等学校、大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は専修学校	1回目 50,000円
		(2) 市内に本拠地を置くスポーツ団体であって、高等学校の生徒又は大学若しくは専修学校の学生により構成されるもの	2回目 10,000円
2 国際大会 (3に掲げる大会を除く。)	市内に住所を有する青少年であって、出場する競技に選手登録をしているもの	1回目	100,000円
		2回目	50,000円

3	オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他これらに準ずる大会	市内に住所を有する青少年又は市内に居住していたことのある青少年であって、居住していた時に同居していた親族が引き続き市内に居住しているもの	300,000円
---	------------------------------------	--	----------

2 予選会に基づき出場する全国大会の激励金の交付は、出場枠が1である競技においては優勝した者又は団体に限り、出場枠が2以上である競技においては優勝又は準優勝した者又は団体に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、全国大会の団体競技に出場する者に激励金を交付する場合において、同一の団体に属し、かつ、同一の全国大会に出場する激励金の交付対象者の数が、当該全国大会において定める競技人数を上回るときの激励金の額は、同項の表に定める金額に当該競技人数を乗じて得た額を当該交付対象者の数で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 激励金の交付は、第1項の表に掲げる大会区分に応じ、同一の競技につき1年度において同一の者又は団体当たり2回を限度とする。

（交付申請）

第4条 激励金の交付を受けようとする者又は団体は、塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（1）大会開催要項その他の出場する大会の詳細が分かる書類

（2）出場する大会の予選結果等の分かる書類

（3）選手登録名簿（団体競技に出場する場合に限る。）

（4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、団体競技に出場する者が当該団体競技に出場する団体に属している場合であって、当該団体が申請書を提出したときは、当該者の申請書の提出を要しない。

3 申請書は、大会の開催日の10日前までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（激励金の交付）

第5条 市長は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

（結果報告）

第6条 前条の規定により激励金の交付を受けた者又は団体は、出場した大会の終了後30日以内に、塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金大会結果報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第41号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る激励金について適用し、同日前の申請に係る激励金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月20日告示第91号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成30年11月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る激励金について適用し、同日前の申請に係る激励金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年11月29日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る激励金について適用し、同日前の申請に係る激励金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年9月29日告示第83号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則 (令和3年12月28日告示第97号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日告示第102号)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月14日告示第73号)

この告示は、令和8年5月14日から施行する。

塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金交付申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

1 出場者等の概要

出場者の氏名 又は団体名	
出場する大会の別	☐ 全国大会 ☐ 国際大会 ☐ オリンピック競技大会等
大会の名称	
大会開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
大会会場 及び開催地	
出場競技名	
これまでの経過 ※予選会名、成績等	

2 表敬訪問

表敬訪問希望日	年 月 日
訪問予定人数	

塩尻市青少年スポーツ大会出場激励金大会結果報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

出場者の氏名 又は団体名	
大会の名称	
大会開催日	年 月 日 ～ 年 月 日
大会結果	